
監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から平成29年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月12日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	渡	辺	敏勝
同	中	島	浩介

H30-01090-03277
平成30年8月31日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 渡辺 敏勝 様
長崎県監査委員 中島 浩介 様

長崎県知事 中村 法道

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

〈テーマ〉産業振興及びこれに関連する事業について

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第 1	中小企業連携組織対策事業	1
第 2	小規模事業経営支援助成事業	2
第 3	元気なものづくり企業ステップアップ支援事業	3
第 4	地場企業立地推進助成事業	4
第 5	工業技術センター	5
第 6	窯業技術センター	6
第 7	市町営工業団地整備支援事業	7
第 8	長崎金融バックオフィスセンター構想事業	8
第 9	企業立地推進助成事業	10
第 10	佐世保情報産業プラザ運営事業	11
第 11	食品製造業の高付加価値化支援事業	12
第 12	海洋エネルギー関連産業集積促進事業	14
第 14	職業能力開発校運営事業	16
第 15	総合就業支援センター運営等事業	17

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1 中小企業連携組織対策事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 37	産業政策課	<p>才 指導員等研修費に係る補助金支給額について 「中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について 別表 平成28年度長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金 交付基準額」において、2指導員等の資質の向上を図る事業(2)研修受講料③診断士養成コースの金額が1,600千円(×参加人数)と明記されている。これ自体に問題はないのだが、長崎県小規模事業経営支援に対する補助金支出を見ると「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について 別表 補助金の交付基準額」で定められている中小企業診断士養成課程に対する金額は840千円(×参加人数)と大きな開きがある。 補助金の交付先が違いはするものの、2団体とも中小企業に対する支援指導員の能力向上を目的としている点を鑑みると、当該中小企業診断士養成コース受講に対する補助金の額が「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」において大きく差があることは疑問が残る点や、当該金額が異なる理由について十分な理解が得られなかったことから、「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい(意見)。</p>	(措置済)	「中小企業連携組織対策事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を、「小規模事業経営支援助成事業」の補助金の額に統一するよう、「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について」を平成30年3月28日付けで改正しております。
p. 39	産業政策課	<p>(2) 補助対象経費に係る消費税の取り扱いについて 「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付決定通知書」において、以下の文言が記載されている。</p> <p><長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金交付決定通知書> なお、補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別紙様式の報告書により速やかに長崎県知事に報告し、補助金返還相当額は、県に返納すること。</p> <p>これは長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項に基づき記載されている文章である。</p> <p><長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項> 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>当事業における補助金受給者である長崎県中小企業団体中央会については、返還義務が無い納税主体であったため、結果として補助金の過払等は発生していない。</p> <p>しかしながら、補助金受給者の返還義務の有無について、口頭により確認されているだけであり、消費税等相当額報告書が提出されていないことをもって返還義務がないと判断していたことを勘案すると、確認方法として不十分と言わざるを得ない。</p> <p>仮に消費税返還義務のある補助金受給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後(例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など)に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである(指摘事項)。</p>	(措置済)	<p>今後は、消費税及び地方消費税込みで補助金交付を行った場合には、仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額の有無について、書面により報告を求めることとしました。</p> <p>なお、平成29年度については、補助対象事業者から確定申告の写し等を提出させ、補助金返還に係る消費税の仕入控除税額がないことを確認しました。</p>

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第2 小規模事業経営支援助成事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 46	産業政策課	<p>オ 補助金支給額が明確に定められていない補助対象経費区分について 「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱」別表⑥情報ネットワーク化等推進事業費が補助対象経費として明記されている一方で「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な金額の算定基礎が定められていなかった。 当該対象経費についてはすべての商工会議所で発生していない費用であるため、平成28年度の補助金支給額に影響はないが、「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱」で定められている補助対象経費については、この⑥情報ネットワーク化等推進事業費以外すべて具体的な算定基礎が明記されている点や、商工会連合会に対する補助対象経費については、「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付実施要綱」への記載があるのみならず「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な算定基礎が明記されている点、具体的な算定基礎が明記されていないと、いざ当該経費が発生した際の補助金支出金額算定のよりどころがないことから、商工会議所に対する⑥情報ネットワーク化等推進事業費についても「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」において具体的な算定基礎を定めることが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済) 商工会議所に対する情報ネットワーク化等推進事業費についても具体的な算定基礎を定めるよう、「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」を平成30年3月30日付けで改正しております。</p>	
p. 46	産業政策課	<p>カ 指導員等研修費に係る補助金支給額について 「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について 別表 補助金の交付基準額」において、1商工会議所に対する補助(2)個別事業費補助研修事業費及び2県連合会に対する補助(2)個別事業費補助 研修事業費における中小企業診断士養成課程の金額は、840千円(×参加人数)と明記されている。これ自体に問題は無いのだが、中小企業連携組織対策事業に対する補助金支出を見ると「中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について 別表 平成28年度長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金 交付基準額」で定められている診断士養成コースに対する金額は1,600千円(×参加人数)と大きな開きがある。 補助金の交付先が異なるものは、2団体とも中小企業に対する経営指導員の能力向上を目的としている点を鑑みると、当該中小企業診断士養成コース受講に対する補助金の額が「小規模事業経営支援事業」と「中小企業連携組織対策事業」とで大きく差があることは疑問が残る。 よって、「中小企業連携組織対策事業」と「小規模事業経営支援事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を統一することが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済) 「中小企業連携組織対策事業」における中小企業診断士養成コース受講に関する補助金の額を、「小規模事業経営支援助成事業」の補助金の額に統一するよう、「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について」を平成30年3月28日付けで改正しております。</p>	
p. 47	産業政策課	<p>(2) 補助対象経費に係る消費税の取り扱いについて 「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付決定通知書」において、以下の文言が記載されている。 <長崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付決定通知書> なお、補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別紙様式の報告書により速やかに長崎県知事に報告し、補助金返還相当額は、県に返納すること。 これは長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項に基づき記載されている文言である。 <長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第6条第4項> 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。 当事業における補助金受給者である商工会連合会及び各商工会議所については、全ての納税主体において「仕入れに係る消費税等相当額」の返還義務が無かったため、結果として補助金の過払等は発生していない。 しかしながら、補助金受給者の返還義務の有無について、口頭により確認されているだけであり、消費税等相当額報告書が提出されていないことをもって返還義務がないと判断していたことを勘案すると、確認方法として不十分と言わざるを得ない。 仮に消費税返還義務のある補助金受給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。 したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後(例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など)に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである(指摘事項)。</p>	<p>(措置済) 今後は、消費税及び地方消費税込みで補助金交付を行った場合には、仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額の有無について、書面により報告を求めることとしました。 なお、平成29年度については、補助対象事業者から確定申告の写し等を提出させ、補助金返還に係る消費税の仕入控除税額がないことを確認しました。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第3 元気なものづくり企業ステップアップ支援事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 54	企業振興課	<p>5 補助金事業について (1) 長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金 ア 概要 【監査結果報告書54頁参照】</p> <p>イ 特に検討した事項 (ア) 状況報告について 状況報告に関し、長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金実施要綱第10条は、以下のとおり規定している。</p> <p>規則第11条の規定による報告は、次によるものとする。 (3) 補助事業者は、補助事業等の遂行状況に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>これに対して、要綱より上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項では、以下のように規定している。</p> <p>(状況報告等) 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。</p> <p>この長崎県補助金等交付規則に定める「別の定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであつて、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。</p> <p>また、長崎県補助金等交付規則は、状況報告につき「しなければならない」と規定し、状況報告は義務となっている。にもかかわらず、規則より下位の規範である要綱においては、状況報告を「必要に応じて」と規定し、あたかも状況報告が任意であるかのような規定となっている。</p> <p>よって、長崎県元気なものづくり企業ステップアップ支援事業費補助金実施要綱第10条(3)の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正すべきである（指摘事項）。</p>	<p>(措置済)</p> <p>長崎県補助金等交付規則第11条第1項の改正が平成30年4月1日に施行され、状況報告については「任意規定」となったことから、指摘があった「規則に反する」状態は解消されております。</p> <p>なお、本事業においては職員の訪問による状況確認を随時実施していることから、特段の事情が無い限りは書面による状況報告の提出は求めておりません。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第4 地場企業立地推進助成事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 73	企業振興課	<p>(3) 補助金実施要綱に準拠しているか ア 消費税の取扱いについて (ア) 長崎県工場等設置奨励条例の取扱い 地場企業工場等立地促進補助金と地場企業工場等立地促進（元気なもののづくり企業成長応援）補助金は、長崎県工場等設置奨励条例第3条第2項の規定による特別奨励措置として交付を行うものとされており、この条例及び工場等設置奨励条例施行規則には、補助金の計算について、消費税の取り扱いが規定されていない。 (イ) 補助金要綱の取扱い 地場企業工場等立地促進補助金要綱と地場企業工場等立地促進（元気なもののづくり企業成長応援）補助金要綱における消費税の取扱いは、次のとおりとなっている。</p> <p>① 地場企業工場等立地促進補助金要綱 【監査結果報告書74頁参照】</p> <p>② 地場企業工場等立地促進（元気なもののづくり企業成長応援）補助金要綱 【監査結果報告書74頁参照】</p> <p>(ウ) 補助金計算上の取扱い 上記(イ)のとおり、地場企業工場等立地促進補助金要綱の地場企業発注促進補助の計算のみ、消費税に関する取扱いが規定されていない。長崎県工場等設置奨励条例や地場企業工場等立地促進補助金要綱に消費税の取扱いが規定されていない以上、補助対象者は、地場企業工場等立地促進補助金の申請において、地場企業発注促進補助の計算上、地場企業へ新たに発注した取引金額に消費税を含めても誤りとは言えない。もし、この地場企業への取引金額に消費税を含めて計算した場合、補助金の額は、消費税を除いて計算した場合より多くなる可能性が高い。ただし、県は、地場企業工場等立地促進補助金の申請に際し、地場企業発注促進補助の計算について、地場企業へ新たに発注した取引金額は、消費税等額を除いて申請させている。 県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、地場企業工場等立地促進（元気なもののづくり企業成長応援）補助金要綱と同様に、地場企業工場等立地促進補助金要綱も、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい（意見）。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>ご意見のとおり補助金要綱改正を行います。</p>	<p>他の改正内容検討後、平成30年10月頃を目処に補助金要綱改正を行います。</p>
p. 76	企業振興課	<p>6 会計処理が適法かつ妥当に行われているか (1) 予算額・決算額 ア 決算 【監査結果報告書76頁参照】</p> <p>イ 補助金・負担金の執行状況 【監査結果報告書77頁参照】</p> <p>(2) 予算額と決算額の差額について 上記(1)イ(ア)地場企業工場等立地促進補助金は、予算計上件数10件のうち、決算額が予算額より増加したものが3件（うち、増加額1千万円超が1件）、決算額が予算額より減少したものが3件（うち、減少額1千万円超が2件）、交付がなかったものが4件となっている。この補助金は、補助金の交付申請が補助対象事業の「本格的な操業」開始から1年後となっていること、補助金の交付額が「新規雇用者数」によって大幅に増減すること等、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想される。しかし、県が補助金の予算額を計算する際に、補助対象者から操業の状況や、新規雇用者数の状況を確認することは可能であると思われる。これらをもとに、ある程度正確な補助金の予算額を計算することは可能だと思われる。今回、決算額が予算額よりも約4億円減少しており、今後の効率的な予算配分の為にも、補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい（意見）。</p>	<p>(措置済)</p> <p>ご意見のとおり、予算計上の際は立地協定者からの聞き取り調査等を実施し、補助予定額をより厳密に算定してまいります。</p>	
p. 79	企業振興課	<p>(カ) リース資産の取扱いについて 県は、リース資産については、上記(エ)の取扱いにより補助対象とはならない場合が多いと認識しており、今回のリース資産についても、補助対象者から、リース契約の内容等について協議を行っている。しかし、県は、今回のリース資産に関して、補助対象事業者と行った協議について、その内容を記録・保存していない。リース資産が補助対象になる場合とならない場合とでは、補助金の額に大きな差が出ることも予想されるため、その判断の経緯等の記録・保存は重要といえる。 県は、今後、リース資産を補助対象とする場合、その判断の経緯等を記録し、保存しておくことが望ましい（意見）。</p>	<p>(措置済)</p> <p>ご意見のとおり、今後判断経緯を記録し保存いたします。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第5 工業技術センター

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 88	新産業創造課(旧企業振興課)	<p>(2) 技術支援について</p> <p>ア 設備開放について</p> <p>(ア) 設備使用実績 【監査結果報告書88ページ参照】</p> <p>(イ) 設備使用目的別集計 【監査結果報告書88ページ参照】</p> <p>(ウ) 設備別使用時間 【監査結果報告書89ページ参照】</p> <p>(エ) 設備の稼働実績 上記、設備別使用時間における、使用時間が5時間未満の機械は以下のとおりである。 【監査結果報告書90頁参照】</p> <p>(オ) 検討 上記資産については、多額の公的資金が投入されているにもかかわらず、開放設備だけで見ると、年間を通じて低い稼働実績となっている。しかしながら、公表されている稼働実績は開放設備に限定されているものであり、実際は、依頼試験や企業相談において数十時間以上の稼働実績が確認できたことから、設備の稼働状況は概ね妥当といえる。 ただし、設備機械の一部につき、開放設備の使用時間は記録されているものの、依頼試験や企業相談対応等における使用時間は記録されていない。 設備機械については高額な資産が多い以上、適切に管理することは重要であり、また、高額な設備投資に見合った稼働がなされているかを事後的に検証することが可能な態勢を整えておくことは必要であると考え。 したがって、全ての設備機械の使用実績について、開放設備だけでなく依頼試験や企業相談対応にかかる使用時間の記録も検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>依頼試験は試験の種類ごとに使用する設備機械は決まっており、依頼試験申請書に記載の内容により稼働状況は把握できるものと考えております。 これまで記録を行ってこなかった企業相談や研究目的の設備使用については、日常の作業で使用する事が多いので、使用時間を記録することは作業が煩雑となるため、機器ごとに日単位の使用回数を記録することとし、平成30年4月から実施しております。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第6 窯業技術センター

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 115	新産業創造課(旧企業振興課)	<p>(ウ) ⑮長崎県窯業技術センターホームページの改修に係る業務委託について 契約については、1者見積により構データウェブと締結している。 県が作成した随意契約検討シートによれば、1者見積の随意契約に至った検討状況は、以下のとおりである。</p> <p>当センターホームページは、入力等を容易にするために、一部データベースによるデータ更新等の運用を行っている。今回改修する共同研究、成果品ギャラリー、お知らせの表示はデータベース化しており、それらと連動し表示されるようになっている。改修にあたりプログラム等を把握する必要があり、現在のシステムを作成したデータウェブに依頼することで、時間の短縮ならびに、確実な作業が行われるため、データウェブ1者見積により改修作業を行う。</p> <p>この随意契約検討シートによれば、随意契約締結の理由は、「改修にあたりプログラム等を把握する必要があり、現在のシステムを作成したデータウェブに依頼することで、時間の短縮ならびに、確実な作業が行われるため、データウェブ1者見積により改修作業を行う。」とのことである。</p> <p>しかし、かかる理由は、要するに、時間の短縮・確実な作業という目的のために随意契約としたということであり、これでは、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき」の解釈のいずれにも該当しない。</p> <p>この点、県は、随意契約検討シート記載の「確実な作業」の趣旨は、「データウェブが当センターのホームページ専用で作成した共同研究等の重要な情報を有するデータベースとホームページをリンクさせる特別なシステム構成となっており、改修にあたっては十分なセキュリティ対策を講じながら行う必要がある、このような作業を確実に行うことができるのは、本プログラムを構築しデータ構造を熟知しているデータウェブしかない。そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により1者見積による随意契約に至った。」旨説明している。</p> <p>かかる県の説明によれば、県が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用してかかる随意契約を締結したことは適正である。</p> <p>しかし、上記のとおり、随意契約検討シートには県の説明とおりの記載はなされていないのであり、随意契約検討シートの記載からは同号の適用は認められないことになる以上、随意契約検討シートの記載は不十分なものであったと言わざるを得ない。</p> <p>よって、県は、随意契約検討シートにおいて、随意契約締結の理由を正確かつ十分な記載とすることが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>随意契約検討シートについては、平成30年度契約から、随意契約締結の理由を正確かつ十分な記載をするように改めました。</p>	
p. 123	新産業創造課(旧企業振興課)	<p>7 備品管理について 窯業技術センターにおいては、その有する機器および備品について、物品管理簿に登録し管理されているが、施設内の備品をサンプルチェックしたところ、廃棄処理されていない備品が散見された。</p> <p>なお、センター内の各担当者が実施した「物品管理簿との点検・照合結果報告書」には、「物品管理簿との点検・照合の結果、物品管理者へ報告すべき事項の有無」について、「無」とされているが、明らかに長期間未稼働の物品も見受けられた。</p> <p>確認したところ、物品の廃棄については、各担当者の主観に委ねられており、統一的な基準は設けられていないということであった。</p> <p>平成29年度途中より、物品管理について統一的な判断基準を設けて、順次運用中であることから指摘事項とはしませんが、継続的な廃棄、点検作業を実施することが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>不用備品の選定を担当科内で行い、所内で情報共有したうえ不用決定するよう運用しており、継続的な廃棄に努めてまいります。</p> <p>また、点検作業については、平成29年度から備品の廃棄処分を反映させております。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第7 市町営工業団地整備支援事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.129	企業振興課	<p>(ウ) 市町営工業団地整備支援事業補助金の消費税の取扱いについて 県は、市町営工業団地整備支援事業補助金の申請に際し、補助対象経費を消費税込みの金額で申請させており、仕入れに係る消費税等相当額の報告書の提出も受けていない。 また、補助金の交付に際し、補助対象事業者である市町に対し、口頭で消費税の申告の有無と、仕入れに係る消費税等相当額がないことを確認しているが、その確認した内容について記録を残していない。 これは、この補助金の補助対象事業者が市町であり、消費税の課税事業者ではないため、仕入れに係る消費税等相当額は発生せず、補助金の申請に際し、仕入れに係る消費税等相当額がないことが明らかであることを理由としている。 消費税法において、市町も、基準期間の課税売上高が1千万円を超えれば消費税の課税事業者になり、基準期間の課税売上高が1千万円以下でも、課税事業者となることを選択することができるため、「市町＝消費税免税事業者」とはならない。 補助金の申請時に消費税免税事業者であった補助対象事業者が、補助金の交付時には、消費税課税事業者であることも考えられる。 よって、補助金の申請に際し、仕入れに係る消費税等相当額がないことが明らかであるとは言えない。 したがって、<u>県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである（指摘事項）。</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>平成29年度分の同補助金支払分より、消費税及び地方消費税仕入れ控除額報告書を提出させ、確認するよう改めました。</p>	
p.130	企業振興課	<p>(2) 事業評価の検証について ア 活動指標について 市町営工業団地整備支援事業の活動指標は、工業団地整備計画承認件数となっているところ、この活動指標自体は、適切である。もともと、数値目標は設定されていない。 しかし、本事業は、市町が自ら主体となって工業団地の整備を行い、県が適当と認める事業に補助を行う事業であることに鑑みると、数値目標が設定されていないことやむを得ないとする。 イ 成果指標について 市町営工業団地整備支援事業の成果指標は、整備された市町営工業団地数となっている。 この成果指標自体は、事業の目的が県内企業の活性化及び県外企業の誘致推進並びに雇用の拡大に資する企業立地の受け皿拡大を図ることにあることからすれば、一応、適切と言え得る。 しかしながら、工業団地整備計画が承認されれば、若干の例外はあるにしても、いずれ市町営工業団地として整備されることからすれば、整備された市町営工業団地数という成果指標は、工業団地整備計画承認件数という活動指標と実質的には同じである。 そして、本事業については、毎年2億円を超える補助金が投入されることからすれば、その効果を可視化することは重要である。また、市町営工業団地の整備が完了するのは数年単位であることからすれば、単年度の成果指標を整備された市町営工業団地数とすると進捗状況が把握しにくい。 よって、<u>最終的な成果指標については整備された市町営工業団地数でよいとしても、進捗状況が確認できるように、数値目標が設定できるようなものを中間的な成果指標とすることが望ましい（意見）。</u> 具体的には、市町営工業団地整備支援事業が雇用拡大に伴う県民所得の向上を目的としていることから、工業団地で雇用される人数の増加や雇用される人々の総所得額の金額の増加、市町営工業団地の整備・分譲面積累計など進捗が分かるようなものがあると思われるが、何らかの中間的な成果指標として設定することを検討していただきたい。</p>	<p>(その他)</p> <p>ご提案の「工業団地の整備・分譲面積」については、工事状況によって面積が大きく変動する場合があります。また「雇用者数や総所得額」については、分譲開始から企業立地まで一定の期間を要し、工業団地整備の効果も当該計画期間（平成32年）以降になります。こうしたことから、進捗状況を確認できる指標としてはなじまないため、現行の工業団地整備箇所数を成果指標とします。</p>	
p.133	企業振興課	<p>7 補助金支援決定に当たって (1) 知見を有する者の意見 市町営工業団地整備支援事業においては、当該支援事業の対象としての適格性を判定するに当たり、長崎県市町営工業団地整備支援事業実施要領3(2)により、知見を有する者の意見が必要となっている。 (2) 運用 ア 大村市営工業団地整備支援事業 大村市営工業団地整備支援事業においては、平成26年度市町営工業団地整備支援事業審査会設置要領に基づき、平成26年8月6日、市町営工業団地整備支援事業審査会が開催されている。審査委員は、7名である。平成26年度市町営工業団地整備支援事業審査会審査要領に基づき、審査基準及び評価基準が設けられ、審査会においては、事務局作成の評価シートに対する評価を行うことにより、適格性の判断がなされている。そして、審査結果の通知に当たっては、附帯意見も併せて通知されている。 イ 佐世保市営工業団地整備支援事業 佐世保市営工業団地整備支援事業においては、平成28年7月5日、現地調査を行った上で審査会が開催されている。審査委員は、7名である。審査会においては、事務局作成の評価シートに対する評価を行うことにより、適格性の判断がなされている。そして、審査結果の通知に当たっては、附帯意見も併せて通知されている。 ウ 大島地区工業団地整備支援事業 大島地区工業団地整備支援事業においては、平成27年7月9日、長崎県土地開発公社の技術部長1名から意見聴取を行っているが、これ以外に知見を有する者の意見が聞かれた形跡はない。なお、事務局が作成した評価シートに対する評価が行われた形跡も存在しない。 (3) 検討 このように、市町営工業団地整備支援事業においては、知見を有する者の意見が必要となっており、形式的には上記3事業ともその要件は満たしている。 しかしながら、大村市営工業団地整備支援事業及び佐世保市営工業団地整備支援事業においては、意見聴取にあたって審査会が開催されているのに対して、大島地区工業団地整備支援事業においては、審査会は開催されず、1名の意見聴取で終わっている。 そもそも、支援事業の対象としての適格性を判定するに際して知見を有する者の意見を求める趣旨は、当該支援事業の対象としての適格性の判定をより慎重かつ適切に行うことにある。とすれば、複数名で審査を行うことがより慎重かつ適切な判断に至りやすい。 よって、<u>支援事業の対象としての適格性を判定するに際して、知見を有する者の意見聴取にあたっては、審査会の開催を原則とすることが望ましい（意見）。</u>また、併せて、<u>審査会を構成する審査員の選任基準についても定めておくことが望ましい（意見）。</u> そして、<u>例外的に審査会を開催しない場合には、前述した知見を有する者の意見を求める趣旨を損なわないよう、その要件や手続について定めておくことが望ましい（意見）。</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>市町営工業団地整備支援事業審査会設置要領の改正作業中です。</p>	<p>審査会の開催基準や審査員の選任基準について、具体的に明示する方向で今年度中に要綱改正を行います。</p>

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第8 長崎金融バックオフィスセンター構想事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 138	企業振興課	<p>(2) 事業評価の検証について</p> <p>ア 活動指標について 活動指標は、「オフィス整備面積(坪)」とされている。 この点、県の担当者の説明によれば、オフィス整備面積は対象事業として認定されたビル整備事業(既存ビル改修も含む)において誘致企業が入居可能な面積を把握する予定であり、「5ヵ年(H28～32)で2,000坪」であるとのことである。もっとも、現状、長崎県産業振興財団によるクレインハーバー長崎ビルで1,700坪、民間で整備中のビルで3,000坪程度の整備面積を見込んでいるとのことである。 しかしながら、年度別の具体的な数値目標は設定されていない。</p> <p>イ 成果指標について 成果指標は、「誘致企業による雇用計画数(人)」とされている。最終的には、2020年度(平成32年度)までに新たに2,000人を超える良質な雇用に創出することが目的とされている。 しかしながら、年度別の具体的な数値目標は設定されていない。</p> <p>ウ 検討 (ア) 数値目標が設定されていない点について 長崎金融バックオフィスセンター構想事業は、最終的には、2020年度(平成32年度)までに新たに2,000人を超える良質な雇用に創出することが目的とされている。また、平成28年度には24億5600万円を超える事業費(県有財産の所管替えを除いても15億6200万円)をかけている。 オフィスの整備や雇用の創出には事業を開始してから一定の時間が必要であるところ、2020年度(平成32年度)までに2,000人も新規雇用に創出するという目的を確実に達成するためには、年度毎の目標を設定すべきであり、また、5年後の数値目標が設定できるなら年度毎の数値目標の設定も可能はずである。 さらに、かかる事業に県は多額の事業費をかけている以上、県は、事業目的を確実に達成させるよう最大限努めるべきである。 よって、県は、活動指標及び成果指標について、2年目以降、年度毎の具体的な数値目標を設定することが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>活動指標(オフィス整備面積:5ヵ年(平成28年～平成32年)で2,000坪)については、民間事業者の意思決定が必要であり、県が誘導することは困難であることから年度ごとの目標値を設定することは難しい状況です。 成果指標につきましては、ご意見のとおり、平成30年度から各年度の目標値を設定することとしました。 金融バックオフィスセンター構想における雇用計画目標数は、平成27年度300人、平成28年度300人、平成29年度300人、平成30年度300人、平成31年度400人、平成32年度400人、計2,000人となっており、ご意見のとおり、平成30年度の事業群評価調査の成果指標欄に記載(平成28・平成29・平成30年度目標値)しております。</p>	
p. 140	企業振興課	<p>(ウ) 成果指標について 長崎金融バックオフィスセンター構想事業の成果指標は、「誘致企業による雇用計画数(人)」であるところ、上記イで述べたように最終的には、2020年度(平成32年度)までに新たに2,000人を超える良質な雇用に創出することが目的とされている。 確かに、この2,000人は雇用予定数ではある。 しかし、2020年度(平成32年度)は、事業最終年度であることからすれば、長崎金融バックオフィスセンター構想事業が機能したかどうかを検証するためには、雇用予定数ではなく、実際の新規雇用実数が重要である。特に、現在のように、誘致企業による雇用計画数(人)の年度毎の具体的な目標を示さないのであれば、結果で示すことが重要である。 したがって、成果指標そのものについては、誘致企業による新規雇用実数(人)とすることが望ましい(意見)。</p>	<p>(その他)</p> <p>平成32年度までに県内で2,000人の雇用に創出する(雇用計画を有する)企業を誘致することを目標としておりますが、雇用計画は概ね立地後3～5年程度であり、雇用実数では誘致活動の状況が把握できないものと考えことから、現状どおり「誘致企業による雇用計画数(人)」とします。</p>	
p. 151	企業振興課	<p>オ 長崎県産業振興財団への建設費等貸付金について</p> <p>(ア) 貸付契約書の概要 長崎県は、上記イの協定書に基づき、出島ビルの整備及び運営に必要な資金を長崎県産業振興財団へ貸付けており、この貸付契約書の概要は下表のとおりである。 【監査結果報告書151頁参照】</p> <p>(イ) 資金の貸付けに関する手続きについて</p> <p>① 貸付金額 県は、上記イの協定書第4条の規定に基づき、長崎県産業振興財団から提出された「借入申込書」を審査し、長崎県産業振興財団と貸付契約書を締結している。 長崎県産業振興財団が提出した「借入申込書」に記載された借入申込額は「金1,550,000,000円」となっている。 また、その借入金申込書には、「オフィスビル整備計画概要書」が添付されており、このオフィスビル整備計画概要書の内容は、下表のとおりである。 【監査結果報告書151頁参照】</p> <p>上表のとおり、長崎県産業振興財団は、ビル建設費及び初期費用の合計額31億円を、県と長崎市からそれぞれ15億5000万円ずつ借入れ、これを支払うこととしている。 県は、長崎県産業振興財団に対する貸付金について長崎市と協議をしているが、その協議の記録は保管されていない。 オフィスビルの整備は、長崎市が貸付けを実行しなかった場合、事業の大幅な見直しが必要となったことが予想できるため、長崎市との協議内容の記録は、重要であったと思われる。 県は、今後、事業遂行に重要であると思われる協議内容の記録も保管することが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後、事業遂行に重要であると思われる協議内容の記録を保管します。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第8 長崎金融バックオフィスセンター構想事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 153	企業振興課	<p>② 貸付利率 県は、上記イの協定書第4条の規定に基づき、貸付利率を「無利息」とする貸付契約書を締結している。</p> <p>③ 貸付期間 県は、長崎県産業振興財団と締結した貸付契約書において、貸付期間を「貸付実行日から平成50年4月30日まで」としており、その期間は21年7か月である。 また、長崎県産業振興財団が県に提出した借入申込書の添付資料「オフィスビル整備事業償還計画表」には、平成33年から17年間で借入金を全額償還する計画となっており、その償還期間と貸付契約書の貸付期間は一致している。</p> <p>④ 検討事項その1 土地及び金員の貸付けの手續自体については、指摘すべき事項はないが、その内容については、検討が必要である。 建設資金の償還は平成34年4月から平成50年4月までとなっているが、土地の賃貸借契約の期間は平成28年12月1日から平成58年11月30日までとなっている。 そうすると、長崎県産業振興財団は、償還が終了した平成50年5月以降平成58年11月までの8年7か月、県有地に立てた建物で賃貸事業を行い、貸付金償還に要していた資金を手持資金として留保できるようになる。 この点については、事業のスキーム自体から予定されていることであり、検討が必要であることは明らかである。 しかしながら、何ら取り決めはなされていない。また、その項には民間によるオフィスビル整備促進により企業を誘致し、良質な雇用を創出するという事業目的も達成しているはずである（もし、事業目的を達成していないとすれば、本事業は失敗したことになる。）。そうすると賃料の減免を継続して事業収入を長崎県産業振興財団に留保させる必要性は乏しいと思われる。 よって、建設資金償還後土地賃貸借契約終了までの期間の長崎県産業振興財団が取得する賃料収入について、県は、長崎県出島オフィスビル（仮称）整備及び運営にかかる協定書第9条に基づき長崎県産業振興財団と協議を行い、長崎県産業振興財団との協議結果・合意について、現時点において、覚書などの文書で残すべきである（指摘事項）。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>長崎県産業振興財団と協議を行い、協議結果・合意内容について、覚書として残すこととします。</p>	<p>クレインハーバー長崎ビル建設に係る貸付金償還後に生じる賃料収入（事業収益）については、企業誘致関連の特定目的経費に使用する旨の協議を行い、覚書を取り交わします。</p>
p. 154	企業振興課	<p>⑤ 検討事項その2 オフィスビル整備事業の償還計画表によれば1年目の入居率は当初から3フロアー（60%）分が予定されている。ところが、現在、クレインハーバー長崎ビルの入居率は1フロアー（20%）である。1フロアーの賃料収入は5,610万円（年額）であるのに対し、維持管理費、消費税納付金、固定資産税・都市計画税は平均すると9,425万円（年額）である。このままでは単年度収支でクレインハーバー長崎ビルの維持管理に関する経費すら賄うことができない。 民間によるオフィスビル整備を促進するために、長崎県が主導し長崎県産業振興財団と協力してクレインハーバー長崎ビルを建設するといった取り組み自体は、野心的な取り組みとして評価してよいと思われる。 しかしながら、1年目の入居率60%という数字は、償還計画表からすればビルの開業時からの数字であり、ビル整備計画策定時において企業誘致見込に伴う入居見込から設定されているところ、当初から入居率が想定よりの3分の1でしかないとすれば、本当に誘致対象となっている企業のニーズを元にオフィスビルを建築したのか疑問が残る結果となってしまいかねない。また、入居率が予定通りでないならば、償還計画どおり償還されなくなり、その結果、長崎県産業振興財団が破綻することになりかねない。 他方で、平成30年3月時点では開業から約2か月しか経過しておらず、1年目はまだ9か月以上残っており、入居状況によっては賃料ベースで予定通りの1年目の入居率60%に相当する賃料収入の達成は可能である。 よって、県は長崎県産業振興財団と協力して入居が予定の3分の1としかならなかった要因について検討して総括するとともに、入居率を上げる努力を行うことが望ましい（意見）。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>クレインハーバー長崎ビルは平成29年12月に完成し、平成30年2月に1フロアーが入居し、平成31年1月にもう1フロアーの入居が決定しています。</p>	<p>現在複数の企業と交渉中であり、今年度内にさらに1フロアーの入居（入居率60%）を目指して積極的な誘致活動を行っています。</p>
p. 154	企業振興課	<p>⑥ 検討事項その3 i) クレインハーバー長崎ビルの現状 県の長崎県産業振興財団に対する貸付金額は15億5000万円であるところ、クレインハーバー長崎ビルについては、平成30年2月末時点において、長崎県産業振興財団の建物保存登記がなされていないため、県は同ビルに抵当権設定登記を行っておらず、同月末頃までは、県は県を抵当権者とする抵当権設定を行う予定はないとのことであった。 ii) 抵当権設定が予定されていない理由について 県によれば、「クレインハーバー長崎ビルの整備は、県が長崎県産業財団へ依頼したものであり、両者は今後も一体的に企業誘致政策を推進していくために抵当権設定を行う予定はないものの、ビルの所有権が第三者に移る事態は防ぐ必要があると考えており、長崎県産業振興財団に対しては、今後、同ビル以外の保全担保で対応できない債務は負わない等の取り決めを交わしたい。」とのことであった。 iii) 検討 抵当権を設定する目的は、債務者の将来の財産状況の悪化に備えて債権の保全を図ることにあり、県と長崎県産業振興財団が一体的に事業推進していくことは抵当権が設定されない理由とはならない。 また、長崎県産業振興財団に対して、同ビル以外の保全担保で対応できない債務を負わない等の取り決めを交わすことについても、かかる取り決めによって、第三者に対する損害賠償債務など不測の債務までを回避できるものではない。 そのため、監査人としては、当初指摘事項としていたが、県はこのような監査人からの指摘を受け、本監査の過程において、今後抵当権設定を行うこととした。 よって、県は、長崎県産業振興財団との間で、建設費等貸付金について、建物所有権保存登記が可能となった時点において、建物所有権保存登記と同時にクレインハーバー長崎ビルに一番抵当権を設定することができるように、速やかに長崎県産業振興財団と抵当権設定契約を行うことが望ましい（意見）。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>現在、抵当権設定（第一順位）の手續きを行っております。</p>	<p>平成30年5月に建物所有権保存登記が終了し、現在、長崎市と同時に抵当権設定契約を行うよう手続き中です。</p>

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第9 企業立地推進助成事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.170	企業振興課	<p>(3) 補助金実施要綱に準拠しているか ア 消費税の取扱いについて (ア) 誘致企業工場等設置補助金について ① 長崎県工場等設置奨励条例の取扱い 誘致企業工場等設置補助金は、長崎県工場等設置奨励条例第3条第2項の規定による特別奨励措置として交付を行うものとされており、この条例及び工場等設置奨励条例施行規則には、補助金の計算について、消費税の取り扱いが規定されていない。</p> <p>② 補助金要綱の取扱い 誘致企業工場等設置補助金要綱における消費税の取扱いは、次のとおりとなっている。 【監査結果報告書171頁参照】</p> <p>③ 補助金計算上の取扱い 上記②のとおり、地場企業発注促進補助の計算のみ、消費税に関する取扱いが規定されていない。 長崎県工場等設置奨励条例や誘致企業工場等設置補助金要綱に消費税の取扱いが規定されていない以上、補助対象者は、誘致企業工場等設置補助金の申請において、地場企業発注促進補助の計算上、地場企業へ新たに発注した取引金額に消費税を含めても誤りとは言えない。 もし、この地場企業への取引金額に消費税を含めて計算した場合、補助金の額は、消費税を除いて計算した場合より多くなる可能性が高い。 ただし、県は、誘致企業工場等設置補助金の申請に際し、地場企業発注促進補助の計算について、地場企業へ新たに発注した取引金額は、消費税等額を除いて申請させている。 県は、補助金の計算において、消費税等額を除くこととしているのであれば、誘致企業工場等設置補助金要綱の、地場企業発注促進補助の計算において、地場企業へ新たに発注した取引金額は、「消費税等額を除く」と規定するのが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>ご意見のとおり、補助金要綱改正を行います。</p>	<p>他の改正内容検討後、平成30年10月頃を目処に補助金要綱改正を行います。</p>
p.175	企業振興課	<p>(2) 予算額と決算額の差額について ア 補助金について (ア) 工場等設置補助金について 工場等設置補助金は、予算計上件数4件のうち、決算額が予算額より増加したものが2件(うち、増加額1千万円超はなし)、交付がなかったものが2件(うち、予算計上額1千万円超2件)となっている。 この補助金は、補助金の交付申請が工場等の「操業開始年度」の翌年度以降となっていること、補助金の交付額が「新規雇用者数」によって大幅に増減すること等、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想される。 平成28年度の予算額のうち、決算額と比較して大幅に減少したのは、補助対象者の操業開始が遅れて補助金の申請が平成29年度にずれ込むこととなった2件が原因であった。 (イ) オフィス系企業立地促進補助金について オフィス系企業立地促進補助金は、予算計上件数6件のうち、決算額が予算額より増加したものが1件(うち、増加額1千万円超はなし)、決算額が予算額より減少したものが5件(うち、減少額1千万円超が1件)となっている。 この補助金は、補助金の交付申請が事務所等の「補助対象期間の始期(事業開始日と雇用要件成就日のいずれか遅い日)」から起算して1年を経過する日以降となっていること、補助金の交付額が「新規雇用者数」によって大幅に増減すること等、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想される。 (ウ) 予算額の計算について 上記(ア)、(イ)のとおり、事業計画での補助金交付予定額と、交付申請での補助金交付額とで、大幅に増減することが予想されるが、県が補助金の予算額を計算する際に、補助対象者から操業の状況や、新規雇用者数の状況を確認する事は可能であると思われ、これらをもとに、ある程度正確な補助金の予算額を計算することは可能と思われる。 しかし、補助対象者の操業開始時期は流動的であり、予算計上時点で全て把握することは困難であることも予想できる。 ただ、今回、決算額が予算額よりも約1億円減少しており、今後の効率的な予算配分のためにも、補助金の予算額の計算を出来るだけ正確に計算することが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>景気動向や社会情勢の変化により補助対象である設備投資額や雇用者数が増減するため、予算額と交付実績に差が生じますが、予算策定時に補助対象者から詳細なヒアリングを行うなど、できる限り予算額と交付実績に差が生じないように努めてまいります。</p>	
p.176	企業振興課	<p>イ 貸付金について 工場等設置貸付金は、1千万円の予算計上を行っているものの、借入を希望する企業がなかったため、貸付は行われていない。 この工場等設置貸付金は、県の産業構造の改善、離島・半島地域の開発、地場産業の振興、雇用の創出等に資すると認められる工場等を県内に新設し、又は増設する者に対し、必要な資金を貸付けることとしており、企業立地推進助成事業に必要な施策であるにも関わらず、利用されていない。 県は、この工場等設置貸付金について、協定を締結した企業が希望した場合に、金融機関が貸付けを行う原資となるものであり、年度途中で急遽必要となった場合に即応できるように当初予算として1千万円を計上し、年度途中で大規模な案件が発生した場合は、補正予算にて対応することとしており、制度が存続する限り、予算計上は必要であると考えている。 しかし、この工場等設置貸付金は、貸付金残高に係る預託実績は平成27年度までであるものの、過去10年間新規に貸付けを行っておらず、制度自体も見直す必要があると思われる。 効率的な予算配分の為にも、支出が見込まれない予算を計上したままにすることは好ましくない。 よって、県は、工場等設置貸付金の予算計上額について、適宜見直すことが望ましい(意見)。 なお、この工場等設置貸付金制度の廃止について、平成30年3月議会に上程中とのことであったが、本監査は議会による議決前であるため、以上のとおり意見を述べることとする。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成29年度をもって制度を廃止しました。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第10 佐世保情報産業プラザ運営事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 183	新産業創造課(旧企業振興課)	<p>(3) 経済性, 効率性, 有効性の観点からの検討</p> <p>ア 経済性について 平成28年度の予算が前年度より約2,900万円増加している理由は、サーバー室の空調の入れ替え工事をしたためである。入居企業においては、大量のデータ処理を業務とする企業があり、サーバー室の整備は必要不可欠である。サーバーラックの使用料収入も年間約1,350万円あり、年々増加傾向にある。予算が増加したことについて、経済性の観点から問題はないと考える。施設の使用料収入は、平成28年度は約1億300万円であり、サーバー室の工事がなければ使用料収入のみで財源が確保できる計算になる。なお、使用料については条例等で規定されているため、指定管理者の裁量の余地はない。</p> <p>また、指定管理者の業務は、建物管理業務の一部やWEB更新業務など以外、大半が再委託により行われている。再委託については複数見積を取り、業者等と協議を重ねて行われていると認められるので、再委託の業務につき、これ以上の経費節減は困難といえる。よって指定管理者の業務についても経済的には問題ないと考えられる。</p> <p>イ 効率性について 平成28年度の入居率は99.8%である。残りの0.2%は、事業所向きというより倉庫向きのスペースであり、入居率が100%にならないことについてはやむを得ない面がある。施設設備貸出については、3次元プリンタや編集機の一部など破棄・破損した設備を除き、一定の利用が行われていることが認められる。また、平成28年度はセミナーが21回開催され、創業者支援室入居企業対象の相談業務(1回あたり30分~1.5時間程度)も42回行われている。</p> <p>ウ 有効性について 平成28年度の事業評価調査における「成果指標」は「入居率」、「雇用者数」、「創業件数」である。創業件数は3件で前年度から変わらず、入居率、雇用者数は前年度を上回っている(上記6(3)の表参照)。 佐世保情報産業プラザ事業の目的は、条例第1条によれば、「情報関連産業の集積を推進し、本県の産業構造の高度化及び多様化並びに雇用の創出による本県経済の活性化を進める拠点」とすることにある。 携帯電話関係のコールセンターやデータ処理を業とする情報産業関連企業が入居し、入居率が100%に近いことから、事業の目的は達成しているといえる。 しかし、情報関連産業の育成・支援という観点からは、老朽化により使用できなくなっている3次元プリンター等の機器の更新等について、更新の必要性と設置スペースの有効活用の両面を考慮し、今後の検討課題とすることが望ましい(意見)。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>3次元プリンターについては、老朽化により使用不能となり、修理も不可能であったため廃棄済みです。 新しい3次元プリンターを県工業技術センターに配備し、県内企業へ設備開放していることから、同プラザに再配置する意義は薄れており、機器の更新を行うことは考えておりません。</p>	<p>その他、老朽化により使用できなくなっている機器については、導入当時と比較して現在はパソコン等の高性能化により、いずれも同プラザにおいて設置する必要性は薄れてきていると考えています。 一方、同プラザの貸事務室、創業者育成室は入居企業でほぼ満床状態が続いていることから、機器の撤去により設置スペース(約33㎡)を有効に活用することを含めて検討して参りませう。</p>

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第11 食品製造業の高付加価値化支援事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 194	企業振興課(旧 食品産業・産地振興室)	<p>(3) 補助金実施要綱に準拠しているか</p> <p>ア 審査会の審査委員選任について</p> <p>(ア) 食品製造業高付加価値化支援事業補助金について</p> <p>食品製造業高付加価値化支援事業補助金は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査することとしている。(食品製造業高付加価値化支援事業補助金要綱第9条第1項)</p> <p>この規定を受けて、県は、「長崎県食品製造業高付加価値化支援事業 審査基準」(以下、「食品製造業高付加価値化支援事業審査基準」という。)を設けており、この食品製造業高付加価値化支援事業審査基準には、「1. 審査会」、「2. 審査方法」、「3. 審査手順」、「4. 審査項目及び評価」、「5. 評価基準」、「6. 交付の決定」を、定めている。</p> <p>この食品製造業高付加価値化支援事業審査基準の「1. 審査会」には、「審査会は、審査委員の過半数の出席により成立する。」と規定しているが、審査委員の人数やその選任方法が規定されていない。</p> <p>県は、審査委員に、県内全域の事業者について見識のある者を1名、企業財務について見識のある者を1名、機械設備や最新技術に見識のある者を1名、商品開発について見識のある者を2名、合計5名を選任し、審査会を開催しているが、その選任については、担当部署内での協議によっている。</p> <p>食品製造業高付加価値化支援事業補助金は、補助限度額が250万円～1,000万円であり、他の補助金と比べて高いとは言えないが、補助率が補助対象経費の2分の1以内(離島地域は3分の2以内)と高いため、食品製造業高付加価値化支援事業審査基準を設け、審査会による審査により、補助金の交付目的に合致した補助対象者を選別することとしているものと思われる。</p> <p>しかし、審査委員の人数や選任方法についての定めはない。審査の適正さを担保するためにも、審査会の審査委員が適正に選任されていることが重要である。</p> <p>よって、県は、より適切な審査を行えるように、食品製造業高付加価値化支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成30年度から、食品製造業高付加価値化支援事業補助金審査基準に審査委員の人数及び選任等について規定しました。</p>	
p. 195	企業振興課(旧 食品産業・産地振興室)	<p>(イ) ふるさと企業包括支援事業補助金について</p> <p>ふるさと企業包括支援事業補助金の補助対象者は、長崎県ふるさと企業包括支援事業認定要項(以下、「ふるさと企業包括支援事業認定要項」という。)第7条により、知事の認定を受けた企業とされている。</p> <p>このふるさと企業包括支援事業認定要項第6条において、「審査会は、付託された申請案件について、事業計画の実現可能性等を審査し、審査結果を知事に報告する。」と規定している。</p> <p>この規定を受けて、県は、「長崎県ふるさと企業包括支援事業 審査基準」(以下、「ふるさと企業包括支援事業審査基準」という。)を設けており、このふるさと企業包括支援事業審査基準には、「1. 審査会」、「2. 審査方法」、「3. 審査手順」、「4. 審査項目及び評価」、「5. 評価基準」、「6. 事業認定の決定」を、定めている。</p> <p>このふるさと企業包括支援事業審査基準の「1. 審査会」には、「審査会は、審査委員の3分の2以上の出席を必要とする。」と規定しているが、審査委員の人数やその選任方法が規定されていない。</p> <p>県は、審査委員に、商品力やトレンド(市場)に精通している者1名、加工技術分野に精通している者1名、財務分析分野に精通している者1名、販路開拓分野に精通している者1名、県内の業界(組合組織を含む)の現状に精通している者1名、合計5名を選任し、審査会を開催しているが、その選任については、担当部署内での協議によっている。</p> <p>ふるさと企業包括支援事業補助金は、補助限度額が100万円～150万円であり、他の補助金と比べて高いとは言えないが、補助率が補助対象経費の2分の1以内(離島地域は3分の2以内)と高いため、ふるさと企業包括支援事業審査基準を設け、審査会による審査により、補助金の交付目的に合致した補助対象者を選別することとしているものと思われる。</p> <p>しかし、審査委員の人数や選任方法についての定めはない。審査の適正さを担保するためにも、審査会の審査委員が適正に選任されていることが重要である。</p> <p>よって、県は、より適切な審査を行えるように、ふるさと企業包括支援事業審査基準に審査委員の人数及び選任方法等を規定することが望ましい(意見)。</p> <p>なお、このふるさと企業包括支援事業は、平成29年度で終了するが、本包括外部監査は平成28年度を対象としており、評価は変わらない。今後、同種事業が行われる場合の参照とされたい。</p>	<p>(措置済)</p> <p>企業の認定は平成28年度をもって終了しておりますが、今後、同種の事業を実施する場合は、審査基準において審査委員の人数及び選任等を規定します。</p>	
p. 199	企業振興課(旧 食品産業・産地振興室)	<p>(ウ) 食料産業活性化促進事業費補助金の消費税の取扱いについて</p> <p>県は、食料産業活性化促進事業費補助金の申請に際し、補助対象経費を消費税込みの金額で申請させており、仕入れに係る消費税等相当額の報告書の提出も受けていない。</p> <p>これは、この補助対象事業者が、県内の産学官が連携し地域経済の活性化に資することを目的として設置された任意団体で、収益事業は実施しておらず、過去に課税売上高の計上実績がないこと、その任意団体の収入が特定収入からなり、税込みで交付しても問題のない団体と判断していることを理由としている。</p> <p>しかし、消費税法において、任意団体であっても、事業を行い、基準期間の課税売上高が1千万円を超えれば消費税の課税事業者になり、基準期間の課税売上高が1千万円以下でも、課税事業者となることを選択することができるため、「任意団体=消費税免税事業者」とはならない。</p> <p>また、補助金の申請時に消費税免税事業者であった補助対象事業者が、補助金の交付時には、消費税課税事業者であることも考えられる。</p> <p>よって、補助金の申請に際し、仕入れに係る消費税等相当額がないことが明らかであるとは言えない。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後(例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など)に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである(指摘事項)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成29年度分の同補助金支払分より、消費税及び地方消費税仕入れ控除額報告書を提出させ、確認するよう改めました。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第11 食品製造業の高付加価値化支援事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 200	企業振興課(旧食品産業・産地振興室)	<p>(2) 事業評価の検証について</p> <p>ア 活動指標について 食品製造業の高付加価値化支援事業の活動指標は補助対象企業数、ふるさと企業包括支援事業の活動指標は認定企業数となっている。補助対象企業数や認定企業数が増えることは、食品製造業の付加価値向上を図ることができる機会を得る企業が増えることを意味し、食品製造業の付加価値額を高めるため、大規模商談会への出展支援や中堅企業予備軍の商品開発力・販売戦略力の向上を支援するとともに、新たに中堅企業等の高度加工・希少商品の商品化などを支援するという事業目的に合致する。したがって、食品製造業の高付加価値化支援事業の活動指標を補助対象企業数、ふるさと企業包括支援事業の活動指標を認定企業数とすることは適切と言える。</p> <p>イ 成果指標について 食品製造業の高付加価値化支援事業の成果指標は支援対象企業の5年後の付加価値額20%増、ふるさと企業包括支援事業の成果指標は認定企業の5年後付加価値額20%増となっている。しかしながら、事業期間は、それぞれ平成28年から同30年、平成27年から同29年とそれぞれ3年の事業であり、事業期間中に「5年後の付加価値額20%増」という事業の成果は判明しない。事業の成果について検証する数年前に事業が終了してしまうことになってしまう。この点、事業群評価調査においては、事業終了後も効果測定を実施することが予定されているし、目標（5年後付加価値額20%増）達成が困難と見込まれる場合には、要因分析を行い、必要に応じて改善指導を行うなどのフォローはなされている。しかしながら、事業自体が終了してしまえば、県の内部で事業の効果測定を行ったところで、県民が事業効果を知ることができず、事後の検証のしようもない。最終的な成果指標については「5年後の付加価値額20%増」であるとしても、事業効果が現れるのが2年後からなのであれば、遅くとも2年後の中間的な成果指標を設定することは可能である。よって、食品製造業の高付加価値化支援事業及びふるさと企業包括支援事業の成果指標については、中間的な成果指標を設定すべきである（指摘事項）。</p>	<p>(措置済)</p> <p>食品製造業の高付加価値化支援事業については、支援2年後における付加価値の目標を5%増に設定することとしました。ふるさと企業包括支援事業については、企業の認定は平成28年度をもって終了していることから、最終的な成果を把握することとしております。</p>	
p. 201	企業振興課(旧食品産業・産地振興室)	<p>また、県は、事業終了後も効果測定を実施することを予定している。そうだとすれば、事業の最終的な成果指標が達成されたか否かを県が公表することは容易であるし、可能である。また、このように成果指標が達成されたか否かを公表することが行政に対する信用を確保するためにも重要である。よって、県は、事業の最終的な成果指標が達成されたかについて、何らかの形で公表すべきである（指摘事項）。</p>	<p>(措置済)</p> <p>事業の最終的な成果指標の達成状況については、県のホームページにて公表いたします。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第12 海洋エネルギー関連産業集積促進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 209	新産業創造課(旧海洋・環境産業創造課)	<p>(2) 特に検討した事項</p> <p>ア 補助金実施要綱の内容について</p> <p>(ア) 補助対象者について</p> <p>海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第2条において、同補助金の対象者は「特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会とする」と規定されている。</p> <p>これに対して、同補助金を所管する産業労働部全体の補助金等交付要綱である「長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱」(以下、「部補助金要綱」という。)第2条においては、長崎県補助金等交付「規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする」と規定した上、かかる別表において海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金の補助対象者は「知事が適当と認める企業、団体等」と規定されている。</p> <p>すなわち、補助対象者について、同補助金を所管している部補助金要綱では「知事が適当と認める企業、団体等」と広く規定されているにもかかわらず、海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱では、特定の団体のみが補助対象者として規定されている。</p> <p>特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が海洋エネルギーに精通しており県内において最も知見を有している団体であることから、結果的に同協議会のみが補助対象者となること自体は何ら問題ないものの、部補助金要綱と海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱との間に齟齬があることは好ましくない。</p> <p>補助対象者につき、産業労働部の定める補助金等交付要綱の規定と海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱の規定を統一することが望ましい(意見)。</p>	(措置済)	
p. 209	新産業創造課(旧海洋・環境産業創造課)	<p>(イ) 状況報告について</p> <p>状況報告に関し、海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第10条は、以下のとおり規定している。</p> <p><海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第10条></p> <p>規則第11条の規定による報告は次の各号によるものとする。</p> <p>(3) 補助事業者は、事業の遂行状況に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>これに対して、要綱より上位の規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項では、以下のとおり規定している。</p> <p><長崎県補助金等交付規則第11条第1項></p> <p>(状況報告等)</p> <p>補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。</p> <p>この長崎県補助金等交付規則に定める「別の定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。</p> <p>また、長崎県補助金等交付規則は、状況報告につき「しなければならない」と規定し、状況報告は義務となっている。にもかかわらず、規則より下位の規範である要綱においては、状況報告を「必要に応じて」と規定し、あたかも状況報告が任意であるかのような規定となっている。</p> <p>よって、海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第10条(3)の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正するべきである(指摘事項)。</p>	(措置済)	<p>海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱第10条第3号を改正し、「補助事業遂行状況報告書(様式第8号)」を知事に提出することを義務としました。</p>
p. 210	新産業創造課(旧海洋・環境産業創造課)	<p>(ウ) 消費税の取扱いについて</p> <p>海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金の対象者、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会は平成28年度において、同補助金を税込金額により支給を受けている。</p> <p>この点について、以下、整理する。</p> <p>海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金実施要綱においては、消費税の取扱いについて、次のとおり規定されている。</p> <p>(交付申請の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第26号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>上記実施要綱を要約すると、補助金申請する事業者が消費税の課税事業者であり、その消費税の申告上、補助対象経費にかかる消費税のうち、仕入にかかる消費税額として控除できる金額が存在する場合には、その控除できる金額を減額して申請すべき、ということである。</p> <p>確認したところ、補助対象者である特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会の平成28年度における消費税の申告形態は免税事業者であることから、消費税額の減額は必要ないということになる。</p> <p>よって、税込金額での補助金の支給は妥当であるといえる。</p> <p>しかしながら、消費税の取扱いに関する確認は、口頭ならびに決算書によりなされているだけであり、書面では確認されていない。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後(例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など)に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、及びその状況を補助事業者に報告させた上、県においてその報告内容を十分に確認すべきである(指摘事項)。</p>	(措置済)	<p>今後は、消費税及び地方消費税込みで補助金交付を行った場合には、仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額の有無について、書面により報告を求めることとしました。</p> <p>なお、平成29年度については、補助対象事業者が消費税の納税義務者ではなかったことから、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書(長崎税務署受付後)」の写しを提出させ、確認しました。</p>

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第12 海洋エネルギー関連産業集積促進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 214	新産業創造課(旧海洋・環境産業創造課)	<p>(ア) 随意契約としたこと自体の適法性</p> <p>まず、随意契約を締結できる場合については、前述した地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されており、この随意契約検討シートによれば、当該委任契約は同法施行令第167条の2第1項第2号に該当するということである。</p> <p>ここで、同法施行令第167条の2第1項第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されており、具体的には、以下のように解釈されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 法令等の規定により相手方が特定されるもの ii 国、地方公共団体を相手方とするもの iii 県が相手方を選定できる余地のないもの iv 契約の相手方選定にあたって価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成するほうがより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの v 県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの vi 県統一価格により契約する場合 <p>県が作成した随意契約検討シートによれば、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会は、特殊な技能、実績、経験を有し、他に代替しうる者がいないため、「iii 県が相手方を選定できる余地のないもの」を理由に同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断しているものと思われる。</p> <p>しかし、随意契約検討シートは、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会につき、「海洋再生可能エネルギーに精通し最も知見を有する非営利の団体と判断される。」、「当業務を遂行するにあたり最もふさわしい相手方」と表現しており、このような表現では「県が相手方を選定できる余地」があるようにも思え、同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することが明確には表現されていない。</p> <p>実質的に考えれば、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会以外に選定の余地はなく、当該委任契約は同法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると考えられることから、契約の相手方を特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会としたこと自体は適切であるが、<u>随意契約検討シートにおいては、同法施行令に沿った検討を行うことが望ましい(意見)。</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>平成30年度の契約においては、地方自治法施行令第167条の2第1項に沿った検討を行ったことを明らかにするため、随意契約検討シートの「今回の契約検討状況」欄に「当協議会は、本業務を効率的、効果的に実施できる唯一の相手方である。」旨を明記しました。</p>	
p. 215	新産業創造課(旧海洋・環境産業創造課)	<p>(イ) 見積省略としたことの適法性</p> <p>前述したとおり、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会との間で随意契約を締結する際、県は、見積書の徴収を省略している。</p> <p>ところで、随意契約を締結する際の見積書の徴収については、長崎県財務規則第106条に規定されており、このうち地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約における見積書の徴収については、以下のように同規則第106条第2項及び同条第3項に規定されている。</p> <p><長崎県財務規則第106条第2項・第3項(見積書の徴収等)></p> <p>2 令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によるうとするときは、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された1人の者から見積書を徴しなければならない。ただし、物品の買入れ又は修繕の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1人又はいないときは、2人以上の者から見積書を徴することができるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、見積書の徴収を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の書籍の購入 (2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入 (3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入 (4) すでに起工された工事(委託工事を含む。)の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、250万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。 (5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、100万円を超え、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。 (6) 1件の予定価格が3万円を超えないもの(物件の売払いの場合を除く。) (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの <p>すなわち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約においては、随意契約の締結が予定された者から見積書を徴収することが原則とされており、例外的に見積書を省略できる場合は限定されている。このように見積書の徴収が原則とされているのは、契約金額を適正なものとすることにその趣旨があるものと考えられ、長崎県財務規則第106条第3項第1号ないし第6号に示された例外要件に鑑みると、見積書の徴収が省略できる場合は、金額の適正が見積書の徴収によらずとも担保されている場合であると思われる。</p> <p>当該委任契約は、委託金額が600万円と高額であり、見積書省略にはより慎重な検討が必要であると思料されるところ、県が作成した随意契約検討シートにおいて、見積書を省略してよい理由が何ら示されていない。</p> <p>県は、当該委任契約の目的・性質に鑑み、長崎県財務規則第106条第3項第7号に該当すると判断したと思われるが、同規則第106条第2項及び同条第3項の規定によれば、契約の相手方が特定されていることよって当然に見積書省略となるわけではなく、<u>見積書の徴収を省略すると判断した根拠を明確にすべきである(指摘事項)。</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>平成30年度の契約においては、委託業務申し入れの伺い時に、見積書の徴収を省略すると判断できる根拠を明確にするため、委任契約(金額提示要精算型)であること、予定額の詳細な算出根拠を添付しました。また、随意契約検討シートの「今年度の契約方法」欄に「長崎県財務規則第106条第3項第7号、事務委任により見積書省略」旨を明記するとともに、算出根拠を添付することにしました。なお、費用の算出にあたっては、県の予算要求における単価基準やこれまでの実績、必要な作業時間数等をもとに算出しています。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第14 職業能力開発校運営事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 235	雇用労働政策課	<p>イ 水質検査について 敷地内にある散水栓について、委託先である大成有楽不動産株式会社長崎支店により、雑用水水質検査が実施されているが、その検査結果（抜粋）は以下の通りである。 【監査結果報告書235頁参照】</p> <p>平成28年10月から平成29年1月までの水質検査資料を確認した結果、平成28年11月24日に実施された検査におけるPHが基準値を超えていることがわかる。 本来、基準値を超えていたならば、直ちに健康被害がない場合においても、何らかの処置が必要と考えられる。 しかしながら、報告書において特に改善措置が取られたとの記載は確認できなかった。報告書は、1か月分をまとめて記載して提出される扱いとなっているところ、このような方式では、早急な対応が必要だった場合に即時に対応することができない。 したがって、雑用水水質検査について、1か月分まとめて報告を受けるのではなく、適時に対応できるような報告の受け方に改善すべきである（指摘事項）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>水質検査を委託している業者に対し、雑用水のPH値が基準値を越えた場合は、速やかにその旨を文書により報告するよう指示を行い、次回契約を行う際は、仕様書にその旨記載することとしました。 PH値が基準値を越えた場合は、雨水濾過設備の維持管理業務を委託している別の業者に指示をして、次亜塩素酸ソーダの補注量を調整するなどの改善措置を図ります。 なお、平成30年1月以降、PH値が基準値を越えた事案は発生していません。</p>	

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第15 総合就業支援センター運営等事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 244	雇用労働政策課	<p>(3) 業務委託契約の変更について 委託事業の内容を変更する場合、長崎県総合就業支援センター運営等業務委託契約書第9条によれば、「甲（長崎県）は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。」と規定されており、県が必要であると判断した場合には受託者の意向とは無関係に一方的に委託業務の内容を変更することができることになっている。 この点、県は「公共サービス遂行のため受託者の意向にかかわらず委託業務の内容の変更が必要となる場合がある」旨意見を述べている。 しかし、たとえ公共サービスの委託だとしても、県が「必要がある場合には」という極めて抽象的な要件のみをもって、委託事業の内容を受託者の意思とは無関係に自由に変更できるとする契約が適切なものとは到底思えない。仮にこのような契約が認められるとすると、いったん契約を締結した後は、県が必要性を認定すれば、いかにいかにでも委託事業の内容を変更することができるようになるのであり、これでは、受託者としては入札段階における判断と異なる状況が生じ得るのであり、一方的に不利益を被ることになる可能性を否定し得ない。 また、県は、「本契約書には内容変更等によって『受託者が損害を受けたときは、県はその損害を賠償しなければならない』と定めており、受託者が一方的に不利益を被ることはない。」旨意見を述べているが、損害がいったん発生した後に、事後的にその填補が保障されていることをもって、受託者に一方的な不利益は生じないという意見は一般市民の感覚からはかけ離れていると言わざるを得ない。 そもそも、公共サービスの継続的提供という責務を強調し、この責務を最も重視するのであれば、かかる事業は民間へ委託するのに適していない事業ということになるはずである。 県として、かかる事業が委託に適した事業であると判断したのであれば、公共サービスの継続的提供という観点と当事者の地位の均衡がとれた契約という観点とのバランスがとれた契約を締結すべきであり、どのような場合でも県が自由に契約内容を変更できるとする現在の契約内容は、かかるバランスを欠くものであると考える。 ただし、公共サービスの委託という特殊性が存在することは理解できることであるので、せめて県が受託者の意向とは関係なく委託業務の内容を変更できる場合について、例示列挙するなどして、現在の規定より限定的かつ明確にすべきである（指摘事項）。</p>	<p>(措置未済) 変更契約を行うことも視野に入れ、検討してまいります。</p>	<p>公共サービスの遂行と、受託者の不利益のバランスの取れた条文について、受託者と協議しながら検討してまいります。 受託者とは8月から協議を始めております。</p>
p. 245	雇用労働政策課	<p>(4) 委託費の内訳について ア 諸経費の根拠について 前述したとおり、県は、株式会社日本マンパワー九州支社に対し、委託費として総額123,653,671円（税込）を支払っている。そして、この内訳をみると、小計の10%相当額が諸経費として計上されている。 この諸経費の10%の根拠について、県は「業者の見積書等を参考として精査のうえ適切な予定価格を作成することとしており、県及び国等の事例も参考に定めている」旨意見を述べている。 諸経費とは、要するに受託者の利益の上乗せの趣旨であるところ、このような趣旨の諸経費については、その算出根拠は明確であるべきである。 しかし、上記のような県の意見では、算出根拠として明確とはいえない。 県は、諸経費について、より明確な根拠をもって算出することが望ましい（意見）。</p>	<p>(措置未済) 次期委託契約に向けて、諸経費の算出根拠を検討してまいります。</p>	<p>現在の委託契約期間（平成29年度～平成31年度）終了後の次期委託契約に向けて、国や県の他部局の委託事業での諸経費算出を参考に検討してまいります。</p>
p. 245	雇用労働政策課	<p>イ 諸経費と資料作成費等との関係について 委託費の内訳を詳細にみると、以下の項目が計上されている。 ① フレッシュワーク運営業務 【監査結果報告書246頁参照】 ② 再就職支援センター運営業務 【監査結果報告書246頁参照】 ③ 県内企業人財確保支援コーナー運営業務 【監査結果報告書246頁参照】 上記表の太字部分のうち「セミナー資料作成費」、「受付業務 参加企業の受付」、「封入作業」、「集計作業 アンケート」、「運営スタッフ（責任者）」、「運営スタッフ（司会者）」、「運営スタッフ（受付、誘導、案内）」、「会場設営・撤収・養生作業」については、いずれも要するに作業代（手間賃）であると思われる。個別の作業に手間賃を計上した上で、委託した全ての事業の小計の一定割合を「諸経費」として計上するのは、経済性の観点からやや問題があると思われる。総合就業支援センター運営費は、その委託事業だけで1億2000万円以上の経費を要しているが、県としては、最小の経費となるように委託費の積算を見直すことが望ましい（意見）。</p>	<p>(措置未済) 次期委託契約に向けて、諸経費の算出根拠を検討してまいります。</p>	<p>現在の委託契約期間（平成29年度～平成31年度）終了後の次期委託契約に向けて、国や県の他部局の委託事業での諸経費算出を参考に検討してまいります。</p>

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第15 総合就業支援センター運営等事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 247	雇用労働政策課	<p>(5) ハローワークと一体となった巡回相談の実施について</p> <p>ア 概要 株式会社日本マンパワー九州支社と締結した長崎県総合就業支援センター業務委託契約によれば、中高年再就職支援の一環として、ハローワークと一体となった巡回相談の実施を行うこととなっている。 これを受けて、委託先である株式会社日本マンパワー九州支社が実施した巡回相談の相談者数等の実績は以下のとおりである。 【監査結果報告書247頁参照】</p> <p>イ 経済性・効率性・有効性の観点からの検討 上対馬においては、実施回数が少なく設定されているにも関わらず、来所者数や相談者数が上五島や平戸に比し、著しく低いものとなっている。また、相談者数11人のうち、ハローワークからの誘導件数が10人となっており、そうすると、ハローワークからの紹介がなければ、相談者はほとんどいなかったということになる。 さらに、巡回相談を年間13回実施した中で来所者数は11人ということであるため、少なくとも年間回数では来所者ゼロであったと推測される。上対馬の巡回相談については「カウンセラー旅費」として相当額が支出されており（航空会社の早得運賃で試算した場合30万8100円となる）、最小のコストで適切な来所者数や相談者数に繋げるという点で考慮すると、経済性に配慮した運営がされているとはいえない。 なお、上対馬については来所者数が少ないと見込まれるため、実施回数を少なく設定していると思われるが、それでも効率的な成果が上がっているとはいえず、効率性、有効性の観点からも改善の余地があると考えられる。 したがって、<u>上対馬における巡回相談について、周知活動の改善や、実施回数の見直し及び実施コストの見直しを図るべきである（指摘事項）。</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>巡回相談は県と長崎労働局との一体的実施事業として行っているものです。 平成30年度の巡回相談については、年間計画を決定・公表しており、今年度分の見直しはできません。 平成31年度の計画策定にあたり、検討いたします。</p>	<p>平成31年度の計画決定にあたり、労働局と協議のうえ、巡回相談のあり方を検討してまいります。</p>
p. 248	雇用労働政策課	<p>(6) 県外大学訪問におけるUIターン相談会について</p> <p>ア 概要 長崎県へのUIターンを促す目的として、県外大学へのUIターン出張相談を行っている。平成28年度における相談者数等の実績は以下のとおりである。 【監査結果報告書248頁参照】</p> <p>イ 経済性・効率性・有効性の観点からの検討 平成28年度において、複数回にわたり首都圏の大学で出張相談を実施しているが、出張相談にかかる費用（旅行会社の宿泊パックで試算した場合、31万7100円となる）に比し、相談者数または参加者数が極めて少ない状況となっている。このような状況では、投下した費用で適切な成果を上げられているとはいえず、経済性、効率性、有効性を考慮した実施体系になっているとはいえない。 なお、この相談会は、各大学が参加学生のニーズに合わせて開催するものであり、県が独自に開催しているものではないことから、仮に各大学に働きかけて長崎県単独で相談会を実施したとしても、参加する学生数がさらに減少することが懸念され、また、経費が膨らむことも予想される。 したがって、<u>学生への周知方法を工夫し、相談者数または参加者数を集める対策を講じることが望ましい（意見）。</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>各大学との協力のほか、本県出身者や保護者に向けての情報発信方法について検討してまいります。</p>	<p>学生への周知について、大学からの周知のほか、県の就職応援サイト「Nなび」や、厚生労働省が運営する「L/O活サイト」を活用して情報発信を行ってまいります。 なお、平成30年度は県内出身学生の多い福岡地区で、県が主体となった相談会等を実施し、効率的にUIターン就職を促進してまいります。</p>
p. 248	雇用労働政策課	<p>4 国（長崎労働局）との業務分担 総合就業支援センターは、長崎労働局との緊密な連携のもとに、若者、女性、高齢者等の様々な求職者に応じたワンストップ支援を横断的に取り組む機関であり、長崎労働局との連携は特に重要である。総合就業支援センターと長崎労働局が同じ部屋の中にあることは、両者の連携を円滑にさせる点で利点は大きい。 総合就業支援センターにおいて、労働局は「求人情報の提供、職業相談及び職業紹介」を実施する一方、県は就職支援セミナーや個別カウンセリングを実施することとしており、県は主に「職業選択に至る以前の求職者の支援」を行うよう役割分担されている。 しかし、現地調査及びヒアリングをしたところ、実際には、両者の業務は、重複している部分が存在し、明確な区別がなされているとは言い難い状況にあると思われる。 有効的・効率的な業務を行うためには、総合就業支援センターと長崎労働局との連携は不可欠であるが、他方で、業務分担を明確にしておかなければ有効的・効率的な業務を行うことはできない。 <u>総合就業支援センターにおいては、長崎労働局との間で協議を行い、両者の業務分担について検証するとともに、さらに明確にすることが望ましい（意見）。</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>長崎労働局と連携して、雇用情勢の改善による求職者のニーズの変化を把握し、県に求められる就業支援について継続的に見直しをまいります。</p>	<p>現在の業務委託契約期間（平成29年度～平成31年度）の終了時期にあわせ、今後の総合就業支援センターの役割を再度検討する中で、労働局との業務分担の明確化を図ります。</p>
p. 249	雇用労働政策課	<p>5 備品等について (1) 備品管理について 備品管理については、県の備品管理台帳に基づき、個々の備品に整理番号を付したステッカーを貼付し、毎年、台帳との突合を行っている。そこで、現地調査時に、備品等のサンプルチェックを実施したところ、以下の項目が発見された。 【監査結果報告書249頁参照】</p> <p>総合就業支援センター業務は、それぞれ、長崎労働局（厚生労働省）管轄と、長崎県管轄とに分かれ、両社が一体となり緊密に連携して運営されているが、両社が一体となって運営している都合上、総合就業支援センター内においては、長崎労働局所有の資産と長崎県所有の資産とが混在する状態となっている。 そこで、<u>全ての備品等について、その所有者・管理者が明確となるよう整理すべきである（指摘事項）。</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>県の備品については備品台帳に登録し、毎年確認を行っておりますが、他の備品について、ハローワーク（長崎労働局）の所有又は長崎労働局の事業受託者の所有の可能性があり、それらが一見してわかる状態になってはおりません。</p>	<p>長崎労働局に依頼し、平成30年度中に整理を完了します。</p>

平成29年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第15 総合就業支援センター運営等事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.250	雇用労働政策課	<p>(2) 備え付けのチラシについて</p> <p>総合就業支援センターは、長崎市内に点在する就業支援機能を集約・強化し、若年、中高年、女性、高齢者等の様々な求職者のニーズに応じた就業支援を実施するとともに、人材確保・離職対策等の企業支援策を展開するために、平成27年2月に設置された機関である。</p> <p>すなわち、総合就業支援センターは、平成27年1月まで別々の場所に存在していた「フレッシュワーク長崎」と「長崎県再就職支援センター（長崎センター）」を統合した上で、新たに女性就業支援コーナー、高齢者就職支援コーナー、県内企業人材確保支援コーナー等を設け、これにより若者、女性、高齢者等の様々な求職者に応じた相談から職業紹介までの支援をワンストップに行うことを目指し、平成27年2月に設置されたのである。</p> <p>ところで、総合就業支援センター内には、就業支援に関する多数のパンフレットが備え付けられている。この中に、「離職者のみなさまへ～各種支援内容と相談先のご案内～」というパンフレットがあるが、これは長崎県産業労働部雇用労働政策課が平成26年6月に発行したものであり、総合就業支援センターが設置される以前に発行されたものである。それゆえ、当然ながら、このパンフレットには総合就業支援センターについては記載されておらず、再就職支援については実際とは異なる連絡先が記載され、女性就業支援コーナー、高齢者就職支援コーナー、県内企業人材確保支援コーナー等については何ら記載されていない。</p> <p>そもそも、新しい機関が設置された場合には、新しくパンフレットを作成し直した上、従前のパンフレットについて破棄すべきことは当然である。パンフレットとは、利用者にとって便利なものとならなければ意味がない。</p> <p>備え付けの全てのパンフレットについて、古い情報が載っているものがないか確認し、最新のパンフレットが備え付けられているようにすべきである（指摘事項）。</p>	<p>(措置済)</p> <p>備え付けのパンフレット等について、時点の古いものを撤去しました。</p> <p>今後も適宜、パンフレット、冊子等の点検を行い、常に最新のものを備え付けるよう務めてまいります。</p>	